

平成 29 年度 高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成 17 年 4 月 10 日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。本市は、日本最後の清流四万十川の中流域から太平洋に至るまで、豊かな自然環境と文化に恵まれた地域です。一方課題としては、全国の中山間地域と同様、人口流出、高齢化等に伴う様々な問題があります。とりわけ、中山間地域の基幹産業である 1 次産業（農林業）は、将来を担う後継者・人材不足が深刻な問題となっています。

ついでには、地域外から地域の将来を担う人材を受け入れ、本市の中山間地域の基幹産業である農林業の振興ならびに居住地の地域活動の協力者として地域おこし協力隊の隊員を募集します。

1 募集人員 1 名

2 活動内容

西土佐地域では地域の振興作物として、米ナスやシントウ、オクラ、ナバナなど幅広く農作物を栽培しています。また、柚子や栗などの果樹の栽培も盛んで、特に栗に関してはかつて県下一の産地として年間 100 トン以上を産出していました。しかし今後、後継者、人材不足により西土佐地域の農林業が衰退してくることが予想され、実際に栗は現在年間 20 トン以下の算出になるなど、産地化の強化、再興を図ることが喫緊の課題となっています。その課題解決のため農家の方々や J A 等と連携をしながら技術習得を行い、地域の担い手、後継者のモデルとなり地域農業の活性化を図って頂きます。

よって、西土佐地域の農林業の活性化を加速させるため、以下の活動を行ってまいります。

なお、活動初年度（29 年度）は、地域に馴染んでいただくために主に居住地（大宮地域）の地域振興の取り組みへ従事してもらい、翌 30 年度から農林業振興の取り組みに本格的に従事していただきます。

- (1) 大宮集落活動センター（集落自治の取り組みを行っている組織）の活動の協力
- (2) 西土佐地域の農林業振興に係る活動
- (3) 鳥獣害対策のための技術習得
- (4) 地域資源（農産物）の発掘・外商に関する活動

※ (1) は平成 29 年度の業務、(2)、(3)、(4) は平成 30 年以降の業務

3 募集対象

下記(1)～(11)の全ての要件を満たす方

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日時点で概ね年齢が 20 歳以上、50 歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等から、四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる人
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車免許を取得している方
- (7) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働で活動できる方

- (8) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) パソコンを使用できる方
- (11) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他 2 法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

4 担当地域、住居、委嘱予定日等

主な担当	担当地域	住居	委嘱予定日	事務所
西土佐地域の農林業活性化 ※1	西土佐地域全域 ※2	大宮近辺	平成 29 年 12 月 1 日 ※3	西土佐総合支所内 ※4

※1 今回募集する協力隊の業務は、農林業活性化の取り組みが主となりますが、活動初年度（平成 29 年度）は地域に馴染んでいただくために、居住地である大宮地域（特に大宮集落活動センターの活動）の地域振興に資する活動支援を主に行っていただきます。

※2 活動初年度（平成 29 年度）は、居住地である大宮地域を主とし、翌年以降西土佐地域全域を活動地域としていただきます。

※3 仕事の引継ぎ等の理由により委嘱予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、委嘱日について相談に応じます。

※4 担当地域によっては、当該地域に事務所を置く場合もあります。

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 4 日（月 16 日）以内
- (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 45 分（1 日 7 時間 15 分、週 29 時間）
※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。
※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
※年次休暇があります（1 年目は 7 日まで）。

6 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の非常勤特別職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号）として四万十市長から委嘱します。
- (2) **初年度の委嘱期間は、委嘱日から平成 30 年 3 月 31 日まで**です。次年度からは年度毎に委嘱できるものとし、最長 3 年間とします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 報酬

月額 166,000 円（※平成 29 年 9 月 1 日現在）

※別途通勤手当（3,500 円程度）があります。

※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます（届出が必要です。）。
- (2) パソコン及び公用車が1人1台用意されます。
- (3) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。無償で貸与しますが、水道光熱費等は個人負担です。勤務地である西土佐総合支所まで車で30分程度かかります。
- (4) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (5) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (6) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。
- (7) 協力隊の任期満了後、協力隊が四万十市内で起業に要する経費に対する補助制度があります。

9 応募手続

(1) 応募受付期間

平成29年9月20日（水）から平成29年10月3日（火）必着 郵送又は四万十市地域おこし協力隊募集ページ（※平成29年9月20日開設予定、四万十市公式ホームページ<http://www.city.shimanto.lg.jp/topj.html>から入れます。）のメールフォームで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

(2) 応募者への資料の送付

本市地域おこし協力隊への応募を希望される方に、事前に本市のまちづくり方針や施策等の資料やパンフをお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていきたいと思っております。

送付を希望される方は四万十市西土佐総合支所地域企画課までご連絡ください。

(3) 提出書類

郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。
題材：中山間地域で取り組んでみたい農林業等（果樹、野菜栽培、獣害対策等）
文字数：1,000文字程度

メールフォームの場合

- ・メールフォームに必要な事項を入力してください。郵送のものと内容は同一です。

(4) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所地域企画課 地域振興係

電話 0880-52-1111 メールアドレス：n-tiiki@city.shimanto.lg.jp

10 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を10月上旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に10月下旬に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、11月上旬に文書で全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日（平成29年12月1日予定）以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。